

## 営繕工事における週休2日試行工事実施要領

### 1. 目的

本要領は、営繕工事における週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

### 2. 用語の定義

#### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

#### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### (4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、台風等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### 3. 対象工事

平成30年7月1日以降に予算執行伺いを決裁する営繕工事から適用する。

ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

### 4. 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。また、分離発注で受注者希望方式を選択する場合、契約後に全ての工事の受注者が合意した上で実施する。

#### ① 発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

#### ② 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式



## 7. 現場閉所の確認方法等

### (1) 現場閉所の確認方法

#### ① 工事着手前

- ・監督職員は、「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

#### ② 工事着手後

- ・受注者は、監督職員による現場閉所の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、監督職員に提出する。
- ・監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所の状況を確認する。

#### ③ その他留意事項

- ・現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

### (2) 週休2日試行工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日試行工事である旨を仮囲い等に明示する。

### (3) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

### (4) モニタリングの実施

週休2日工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するとともに工事完成日時点で受発注者へアンケート調査を実施する。

### (5) 工事成績評定

沖縄県土木建築部工事成績評定要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

### (6) 元請下請の取引の適正化

週休2日試行工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないように行うものとする。

## (別記) 現場説明書等における記載例

### 【発注者指定方式の場合】

1. 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日試行工事(発注者指定方式)である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
  - ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
  - ② 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。  
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
  - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
  - ④ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、台風等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。  
監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日試行工事である旨を仮囲い等に明示する。
4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
5. 当初の予定価格の設定において、4週8休以上(現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数 1.05 により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
6. 本工事はモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【受注者希望方式の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日試行工事(受注者希望方式)である。

【分離発注工事ではない場合】

週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は3～6項に規定する義務を負わない。

【分離発注工事の場合】

分離発注工事で週休2日に取り組むには、予定されている〇〇工事、〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者が週休2日に取り組むことについて合意することが必要である。

分離発注工事の全ての受注者が週休2日に取り組むことの合意の成否について、各受注者は工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。

なお、週休2日に取り組むことについて合意しなかった場合、各受注者は3～6項に規定する義務を負わない。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
  - ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
  - ② 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。  
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
  - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
  - ④ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、台風等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日試行工事である旨を仮囲い等に明示する。
4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
5. 発注者は、以下の①から③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。
  - ① 4週8休以上 (現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上の場合) 補正係数 1.05
  - ② 4週7休以上4週8休未満(現場閉所率 25% (7日/28日)以上 28.5%未満) 補正係数 1.03
  - ③ 4週6休以上4週7休未満(現場閉所率 21.4%(6日/28日)以上 25%未満) 補正係数 1.01
6. 本工事はモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。なお、週休2日試行工事を実施しない場合は、モニタリングは行わない。